



会を設け、平成9年3月「撥川ルネッサンス計画・基本構想」をまとめました。平成18年度には、九州厚生年金病院跡地（文化・交流拠点地区）の上流から京良城池まで（延長2.1km）が完成し、平成24年度は、文化・交流拠点地区の河川改修が完了しました。

ウ. 課題と今後の取組

紫川では、様々な団体が連携し、河川愛護活動の一層の充実を図れるよう、平成15年8月に「紫川流域会議」が発足しました。これら団体のネットワークを生かして、紫川の賑わいを創出し、自然を活かした川づくりに取り組んでいます。

板櫃川では平成14年8月に、行政区を越えた「板櫃川・梶田川流域会議」が発足しました。板櫃川を軸とした市民団体や行政とのネットワークを構築することで、川づくりを通じた地域づくりを進めているところです。また、板櫃川の中流部の高見地区において、平成8年度から「水辺の楽校プロジェクト」を進めています。計画段階から地域の小学生や住民の意見を取り入れた市民参加の川づくりを行ってきました。この水辺の楽校の整備が平成19年度夏に完成し、現在はこの水辺の楽校が板櫃川流域のイベントや環境学習などの活動拠点となるように地域と一体となって取り組んでいます。

(3) ほたるのふるさとづくり

ア. 背景

都市化に伴う河川の水質汚濁などにより、市内のホタルは一時期すっかり減少しましたが、公共下水道の普及や多自然型の河川整備等により河川の水質や生き物の生息場が回復し、もう一度ホタルを呼び戻そうと熱心に続けられたホタルの保護活動が実を結びつつあります。

イ. これまでの取組

本市では、人もホタルもすみ良い快適環境の実現と、ホタルをとおして地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、平成4年度から「ほたるのふるさとづくり」を展開し、小学校や地域、ホタル愛護団体等を対象に、ホタルを通じた環境学習を目的とした「ほたる出前講演」、ホタルの保護育成活動についての現地指導を行う「ホタルアドバイザーの派遣」、ホタル愛護団体の活動支援を目的とした「ホタル育成助成金の交付」などさまざまな事業を順次開始しました。

平成7年には、ホタル愛護団体の関係者が中心となり「北九州ほたるの会」が結成され、ホタル愛護団体相互の情報交換が行われるようになりました。

平成14年4月には、ホタル愛護団体等の市民活動の中心となり、ホタルをはじめとする水生生物や水辺環境に関する学習や情報交換の場として、「北九州市ほたる館」がオープンしました。北九州市ほたる館では、1年中昼間

でも光るホタルの成虫を観察できる、全国でも珍しい施設です。また、自分でホタルを育てる「マイホタル制度」や、水辺環境全般について学ぶ「ほたると水辺の環境学習会」を開講するなど、ホタル保護活動を支援しています。さらに、平成25年10月には、市西部地区の拠点施設として「香月・黒川ほたる館」がオープンし、ホタル愛護団体の方々をはじめ、多くの市民の方にご利用いただいています。

また、毎年ホタルの飛翔時期に市民と行政が協力して、ホタルの飛翔調査を行っています。近年では、市内60以上の河川でホタルが生息していることが確認され、飛翔調査の結果は、「ほたるマップ」にまとめ、ホームページなどにも掲載しています。

このように、「ほたるのふるさとづくり」はホタルを通じて、水辺環境の改善につなげるだけでなく、環境学習や世代を越えた地域の結びつきを深めるものとして大きな成果を上げています。

ウ. 今後の取組

本市は、ホタルを通じた河川生態系の保護保全活動をホタル愛護団体や地域の皆様と協力しながら進めています。

今後も「北九州市ほたる館」及び「香月・黒川ほたる館」を中心として、水辺における生物多様性を維持、改善するとともに、人間の生活と自然環境の共存を目指します。

【緑地の機能・目的】

(イ) 成果

港湾緑地の整備状況（平成27年3月31日現在）は、下表のとおりです。

◆港湾緑地

地区	名称	面積 (m ²)	供用開始年月日
門司	新門司1号緑地	4,000	H 3. 7.20
	今津公園緑地	10,200	H 3. 7.20
	新門司フェリーふ頭緑地	600	H 6.11. 1
	新門司東緑地	56,900	H22.5.29
	太刀浦中央緑地	6,000	S56. 4. 4
	太刀浦1号緑地	5,000	S57. 7.20
	太刀浦2号緑地	1,000	S56. 8.21
	太刀浦5号緑地	3,400	S57. 7.20
	太刀浦6号緑地	1,800	S56. 8.21
	太刀浦7号緑地	7,400	S61.11. 4
	太刀浦8号緑地	8,300	H 4. 7.13
	太刀浦運動公園緑地	16,200	H 3. 1. 1
	太刀浦東公園緑地	6,600	H 5. 3.22
	旧門司遊歩道緑地	6,600	H17. 6.10
小倉	西海岸1号緑地	3,300	H 3. 2.15
	西海岸2号緑地	7,100	H 3.10.18
	西海岸3号緑地	5,800	H 9.11.17
	西海岸親水緑地	2,400	H 6. 8. 1
	西海岸イベント広場	5,000	H15. 7.18
	北九州市旧門司税関緑地	1,900	H 7. 3.22
	西海岸休憩所緑地	1,100	H17. 3.10
	旧大連航路上屋緑地	5,300	H25.7.19
	日明東1～5号緑地	3,700	S49. 4. 1
	浅野臨海部防災1号緑地	4,700	H20. 9. 1
洞海	浅野臨海部防災2号緑地	3,200	H20. 9. 1
	浅野臨海部防災3号緑地	3,700	H20. 9. 1
	浅野臨海部防災4号緑地	2,000	H20. 9. 1
	延命寺護岸遊歩道緑地	3,400	H23. 3.31
洞海	八幡東田緑地	33,200	H 9.12. 9
	久岐の浜マリンコア緑地	2,400	H 9. 8. 6
	若松ふ頭1号緑地	5,100	H 9. 8. 6
	若松ふ頭2号緑地	1,600	H 9. 8. 6
	若松南海岸緑地	2,700	H 9. 8. 6
	響灘1号緑地	59,800	H 7. 1.13
	響灘2号緑地	67,100	H 9. 8. 6
	響灘3号緑地	66,000	H14. 3.28
	響灘4号緑地	53,500	H21.11. 1
	響灘エコタウン緑地	7,600	H13. 6.28
洞海	安瀬公園緑地	5,800	H10. 4.20
	戸畑親水緑地	3,400	H12. 7.11
	新川緑地	150	H19. 1. 1
	松ヶ島緑地	500	H18. 4. 1

10. 臨海部の整備

(1) 港湾緑地の整備

ア. 背景

港湾の環境整備については、港湾及び周辺地域の快適な環境を維持し、一般市民及び港湾地域就業者の利用に供するため、港湾環境整備施設として、臨港地区内に緑地を整備しています。

イ. これまでの取組

(ア) 港湾環境整備施設計画の策定

策定期間：平成24年1月の港湾計画改訂

目標年次：平成30年代前半

計画面積：197.4ha（平成24.3.31現在）

概要：成熟社会に向けて、豊かな水辺や緑の空間を暮らしの中に生かすとともに、人間的な触れ合いや心ゆたかで魅力ある文化をはぐくむ環境づくりが求められています。それらを踏まえて、港湾の良好な環境を形成するため、緑地を整備するものです。

◆2014 北九州ほたるマップ



※このマップは平成26年5月26日～6月6日の調査にもとづいたものです。



響灘 2号緑地

ウ. 今後の取組

港湾環境整備施設計画に位置づけた緑地については、社会の動向や市民の要請を考慮しながら、順次整備を行っていきます。

(2) 海岸緑地の整備

ア. 背景

今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的な計画である「海岸保全基本計画」を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸づくりを目指しています。

イ. これまでの取組

(ア) 豊前豊後沿岸海岸保全基本計画の策定

策定期間：平成 15 年 3 月（平成 22 年 3 月変更）
 対象範囲：福岡県 3 市 3 町（北九州市・小倉市・行橋市・稚田町・豊前市・吉富町）
 大分県 6 市 8 町 1 村〔策定当時〕
 総延長：約 640km

概要：「ひとと自然の調和を図り、安全で美しく、いきいきした海岸へ」を基本理念に、防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全を推進しています。親水空間の創出など、様々な海岸に関するニーズを踏まえ、海浜公園などの緑地を整備するものです。

(イ) 成果

海岸緑地の整備状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）は、下表のとおりです。

◆ 海岸緑地

地区	名称	面積 (m ²)	供用開始年月日	備考
門司	新門司海浜緑地	10,100	H16. 4. 1	緑地部分のみ供用開始
	大里海岸緑地	11,400	H19. 1. 30	



大里海岸緑地

ウ. 今後の取組

計画に基づく個別事業の実施にあたっては、災害等からの安全性確保、周辺環境や利用への配慮の観点から、適切かつ効率的な整備手法を採用するとともに、様々なニーズに対応するため、関係機関、地域住民や海岸利用者など一体となって事業を推進していきます。

(3) 新・海辺のマスタープラン

ア. 計画策定の経緯

水際線の市民利用の促進を目的として、平成 6 年に「市民に親しまれる水際線づくりマスタープラン」を策定し、平成 14 年にはそれを、「海辺のマスタープラン 2010」として改訂しました。

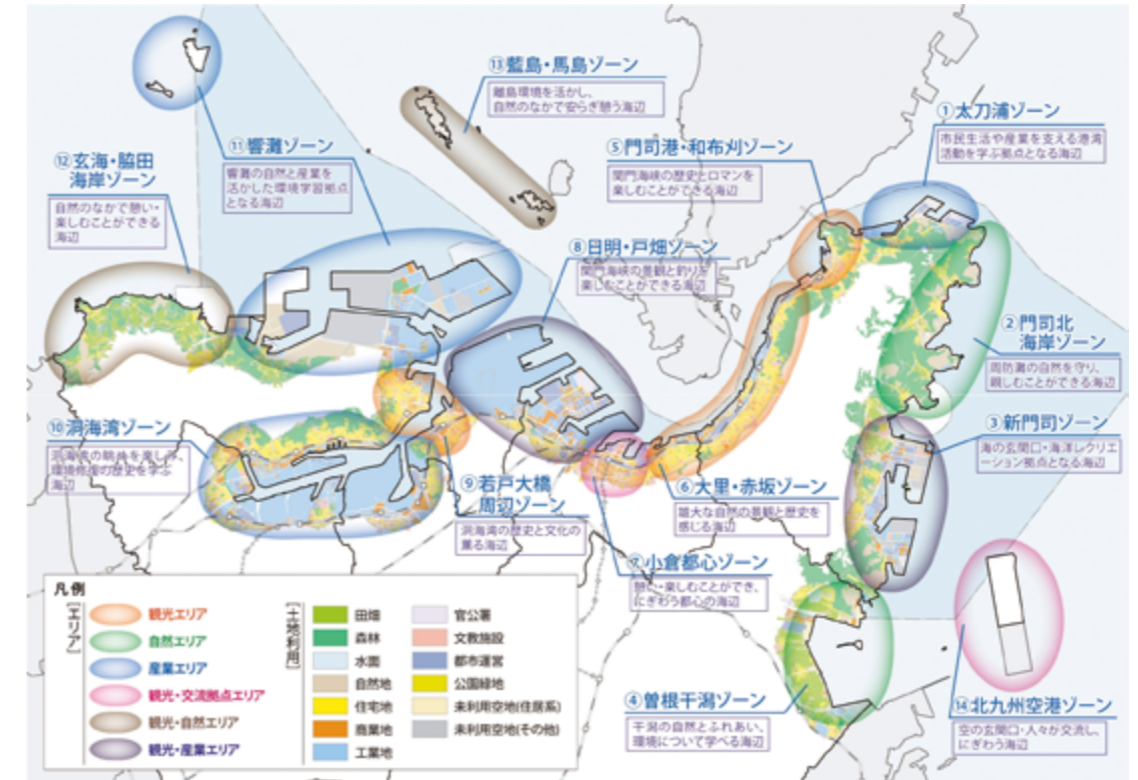
今後も本市の海辺が多くの人に利用され、親しまれるよう、目標とする海辺の将来像や取り組み方針を広く市民に示すため、マスタープランの見直しを行い、平成 23 年 5 月に「新・海辺のマスタープラン」を策定しました。

イ. 計画の期間と対象地域

期間：平成 23 年度～平成 32 年度（2020 年度）
 箇所：市内全域の水際線と近接する海域及び陸域の一带
 対象者：市民だけでなく、広く国内外からの来訪者も含める

ウ. 海辺づくりのコンセプトと基本方針

- 海辺づくりのコンセプト
 - ～海辺を舞台に 憩い・学び・遊ぶ！～
 - 魅力ある海辺をめざして
- 目標
 - 利用できる海辺を増やす
 - 親しまれる度合いを高める
- 基本方針
 - 方針 1 場の提供～訪れることのできる海辺を増やす
 - 方針 2 機会の提供～訪れるきっかけをつくる
 - 方針 3 情報の提供～もっと海を知ってもらう
 - 方針 4 環境を守る～環境と共生する海辺をめざす



地図の出典：国土地理院数値地図 25000

(4) ムラサキガイを用いた洞海湾の環境修復体験教室

ア. 背景

平成 15 年度から 16 年度に、北九州市港湾局（当時）、環境科学研究所、国土交通省九州地方整備局が共同で「ムラサキガイを用いた洞海湾の環境修復技術開発調査」を行い、市民参加型の環境修復手法「マイロープ・マイ堆肥」を開発しました。

平成 17 年度からは、その成果をもとに「ムラサキガイを用いた洞海湾の環境修復体験教室」を地元の小学校と取り組んでいます。



イ. これまでの取組と成果

平成 17 年度から平成 26 年度までに地元の小学生約 1,500 人を対象に、総合学習の時間を利用して、マイロープの吊り下げからマイ堆肥作りまでを体験する「環境修復体験教室」を実施し、できた堆肥でイチゴや植物の苗を植えました。

また、環境修復体験教室を NPO 団体と協働で実施するなど NPO 団体と連携した活動を行っています。

ウ. 今後の取組

引き続き、地元小学校や NPO 団体などと協働で洞海湾に関する事業に取り組むことにより、海への親しみを育成するとともに、海的环境に対する意識の醸成に努めます。



地元小学生による環境修復体験教室

11. 里地里山の保全と利用

(1) 森林

ア. 背景

本市における森林面積は、18,701ha で市域の 4 割近

くを占めています。この森林は、林業生産活動の場のみならず、水源のかん養や土砂流出の防備、また、市民の森林レクリエーションの場として利用されるなどの公益的な役割を果たしています。

このうち、特定の目的を達成するために森林の施業や土地の形質変更の行為等を法により制限した森林が保安林です。保安林は、県において計画的に指定されています。

◆森林の面積 単位：ha

地域面積	森林面積			森林比率
	国有林	民有林	計	
48,789	2,851	15,850	18,701	38.3%

資料：「遠賀川地域森林計画書（平成24.4.1）」
民有林面積は、地域森林計画対象森林。国有林面積は、林野庁所管面積。

◆保安林の種類別面積 単位：ha

区 分	面 積
水源涵養のための保安林	2,633
災害防備のための保安林	1,168
保健、風致の保存等のための保安林	1,538
合 計（重複指定を含む）	5,339
実面積	3,829

資料：「遠賀川地域森林計画書（平成24.4.1）」

イ.これまでの取組と成果

本市の森林を健全に育成するため、森林の保育や、林道などの整備を行っています。施策としては「市営林の育成」や「林道などの生産基盤の整備」、「荒廃森林の間伐等」「私有林の森林管理経費に対する助成」などがあります。

ウ.課題と今後の取組

本市の林業は、木材価格の長期低迷や森林所有者の高齢化等から経営意欲の減退や生産活動の長期停滞が生じており、間伐等の保育作業の遅れによる森林の荒廃が目立ち始めています。森林が持つ多様な公益的機能を発揮するためには適切な施業を実施することが不可欠であり、重要な課題となっています。

今後は林道・作業道等生産基盤の整備はもとより効率的な森林施業の実施に向けて、施業の共同化・機械化などに取り組むとともに、継続的な森林施業を支える林業事業者や林業機械のオペレーターなどの人材の育成に取り組む必要があります。

(2) 農地

ア.背景

農地は農産物の生産のみならず、「水源かん養」、「景観保全」など多面的機能を持っており、優良農地を保全して

いくことが必要です。

イ.これまでの取組と成果

都市計画等の土地利用との調整を図りながら農業振興を進めていく農業振興地域制度を実施し、農業上の利用を確保すべき土地として1,447haの農用地区域を指定し、優良農地の確保に努めています。

ウ.課題と今後の取組

遊休農地の増加等により農地の多面的機能等が失われつつある地域もあり、意欲ある農家への農地集約、集落ぐるみでの農地保全や市民が農業とふれあう場としての活用などを進めます。

12.自然とのふれあい講座の開催

(1) 背景

北九州市環境基本条例には、「豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、市民と自然とのふれあいを推進すること」が定められています。この北九州市環境基本条例及び北九州市生物多様性戦略（平成22年11月北九州市自然環境保全基本計画を改訂）に基づき、市民が市域に生息する希少な野生生物や、豊かな自然環境とふれあう機会を創出するため、エコツアー（自然環境講座）を開催しています。

(2) これまでの取組と成果

エコツアー（自然環境講座）は、平成14年度から開催しており、平成26年度は、環境局が主催するものとして、カプトガニ産卵観察会を、市民団体と協働して実施しました。また、NPOが主体のエコツアーも開催されており、自然とのふれあいの機会が増えています。

■カプトガニの産卵観察【環境局主催】

開催日：平成26年7月27日（日）
場 所：曾根干潟（小倉南区）
参加者：35人
共 催：日本カプトガニを守る会福岡支部



カプトガニの幼生を観察する参加者

(3) 課題と今後の取組

今後も本市に生息する希少な野生生物に関する情報を収集するとともに、市民が本市の自然の豊かさを再発見できるように講座を実施していきます。

第2節 安心して暮らせる快適なまちづくり

産業公害は、関連法令や公害防止施設の整備等により大幅に改善されてきましたが、自動車や新幹線による騒音、地下水汚染など一部の地域で課題を残しています。一方で、光化学オキシダントや黄砂、微小粒子状物質（PM2.5）の問題など、地域の努力だけでは解決できない広域的な問題も発生しています。今後とも工場等に対し、より密度の高い監視、指導等の実施を継続し、きめ細かな対応を着実に進めること、幅広い事業者に対して社会的責任（CSR）への取組を促していくこと、さらには、海外を含めた広域的な問題に対して、関係機関との連携を図りつつ、解決していくことが求められています。

1.北九州市公害防止条例

(1) 背景

条例の制定は、公害防止に関する市民の要望に応え、法を補完し、きめ細かな公害行政を推進するものであり、公害防止に対する市の積極的な姿勢を示すものです。

本市においては、昭和45年4月に北九州市公害防止条例を制定しました。

これにより、法律の規制対象外となっている公害発生施設に対しても、公害防止上必要な措置がとられることとなりました。

(2) 公害防止協定

本市では、地域の実情に合った公害防止に取り組むため、新たに工場が進出する際に公害審査を行い、公害の発生するおそれのある工場については、公害防止条例に基づいて工場と公害防止協定を締結しています。協定は、大気、水質、騒音、振動、悪臭及び工場緑化等に関する総合的な環境保全対策や、排出濃度等の具体的な数値を取り決めており、実効性の高いものです。

協定締結の第1号は昭和42年9月の戸畑共同火力株式会社です。これまでの締結件数は210件（うち失効122件）になり、現在の締結件数は88件です。

◆公害防止協定締結状況

年 度	締結件数	解除等失効件数
昭和42～昭和46	74	1
昭和47～昭和51	86	58
昭和52～昭和56	6	3
昭和57～昭和61	7	4
昭和62～平成3	6	9
平成4～平成8	8	6
平成9～平成13	7	13
平成14～平成18	2	2
平成19～平成23	10	22
平成24	1	1
平成25	1	3
平成26	2	0
計	210	122

2.公害防止計画

(1) 背景

公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、関係都道府県知事が策定するものです。

その目的は、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等について、実施すべき公害の防止に関する施策を定めるものです。国及び地方公共団体は、計画の達成に必要な措置を講じることとされています。

(2) これまでの取組

本市では、昭和47年度に昭和56年度を目標年次にした「北九州地域公害防止計画」が福岡県知事により策定されました。また、昭和52年度には、汚染物質についての目標変更などに伴い、計画の全面的な見直しが行われました。その後、未だ解決を要する問題が残されていたため、引き続き総合的な公害防止施策を講じる必要があるとして、昭和57年度・62年度・平成4年度・9年度・14年度・19年度に、それぞれ5年間の延長計画が策定されました（平成19年度は4年間の延長計画）。

計画に基づく様々な取組により、地域の環境質は大きく改善されました。しかし、周防灘等の水質汚濁など改善すべき課題も残っており、今後とも公害防止に係る施策を総合的・計画的に推進する必要があることから、平成23年度に平成32年度を目標とする第8期公害防止計画が策定されました。

(3) 今後の取組

引き続き、本市の公害防止対策の推進に取り組んでいきます。